DX365 ネット利用約款

提供会社：株式会社ブロードバンドコネクション

令和 8 年 10 月 1 日版

第 1 章 総則

第 1 条（約款の適用）

1. 株式会社ブロードバンドコネクション（以下、「当社」といいます。）は、この DX365 ネット利用約款（以下、「本約款」といいます。）を定め、これに基づき、インターネット接続サービス「DX365 ネット」（以下、「本サービス」といいます。）を契約者に提供します。
2. 当社が本約款のほかに当社ホームページ等で告知する本サービスの利用条件、注意事項および「本サービスの詳細」（別紙 2）は、名称の如何にかかわらず、本約款の一部を構成するものとします。
3. 契約者が当社の「DX 光 365 利用約款」に基づく DX 光 365 を併せて契約している場合であっても、本サービスについては本約款が適用されます。

第 2 条（約款の変更）

1. 当社は、契約者の了承を得ることなく、本約款を随時変更することがあります。この場合、料金、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の本約款を適用するものとします。
2. 変更後の本約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社ホームページ等に表示した時点より効力を生じるものとします。

第 3 条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
(1) 本サービス	当社が対象回線を通じて契約者にインターネットへの接続を提供する電気通信サービス「DX365 ネット」をいい、PPPoE プランおよび IPoE プランの総称をいいます。
(2) 対象回線	NTT 東日本株式会社または NTT 西日本株式会社（以下、「NTT 東日本・西日本」といいます。）が提供する光回線サービス、または光コラボレーション事業者が提供する光回線サービス（当社が提供する DX 光 365 のうち ISP を含まないプランを含みます。）であって、契約者が本サービスを利用するために使用する回線をいいます。
(3) PPPoE プラン	本サービスのうち、IPv4 PPPoE 接続方式によりインターネットへの接続を提供するプランをいいます。
(4) IPoE プラン	本サービスのうち、IPv6 IPoE 接続方式によりインターネットへの接続を提供するプランをいい、対象回線の通信速度に応じて 1G および 10G の区分があります。
(5) 接続 ID 等	PPPoE プランの利用にあたり当社が契約者に発行する接続用の認証 ID（ユーザー名）およびパスワードをいいます。
(6) 申込者	本サービスの利用契約の申込みをした者をいいます。

用語	定義
(7) 契約者	本約款に基づき当社と本サービスの利用契約を締結した者をいいます。
(8) 利用契約	本約款に基づき当社と契約者との間に締結される、本サービスの利用に関する契約をいいます。
(9) 利用開始日	当社が本サービスを利用可能な状態とし、契約者に通知した日をいいます。
(10) 初回接続日	契約者が本サービスを利用して初めてインターネットへの接続を行った日として、当社または提携事業者の設備で記録された日をいいます。
(11) 提携事業者	当社が本サービスを提供するにあたり、電気通信設備または電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者をいいます。
(12) 接続機器	契約者が対象回線に接続して本サービスを利用するために使用するルーター、パソコンその他の機器をいいます。
(13) 消費税相当額	消費税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の合計額をいいます。

第 4 条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、当社ホームページへの掲載、電子メールの送信、書面の送付その他当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の通知を当社ホームページへの掲載または電子メールの送信により行う場合、当該通知は、その内容が当社ホームページに掲載され、または電子メールが当社の設備から発信された時点で契約者に到達したものとみなします。

第 2 章 契約

第 5 条（契約の単位）

1. 当社は、1 の対象回線ごとに 1 の利用契約を締結します。この場合、契約者は 1 の利用契約につき 1 人に限られるものとします。
2. 申込者は、対象回線の契約者本人であるか、または対象回線の契約者から本サービスの利用について承諾を得ている者でなければなりません。

第 6 条（契約の申込み）

1. 本サービスの申込みは、本約款に同意のうえ、当社所定の方法により、希望するプランその他当社が定める事項を当社に届け出ることにより行うものとします。
2. 当社は、申込みに際し、申込者本人（申込者が法人である場合を含みます。）であることを証明する公的な書類（当社が認めた場合は、その写しを含みます。）の提示を求めることがあります。

第 7 条（契約申込みの承諾）

1. 当社が申込みを承諾したときは、当社所定の方法により申込者に通知し、当該通知をもって利用契約が成立するものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込みを承諾しないことがあります。
 (1) 対象回線が本サービスの提供条件を満たさないとき、または対象回線の提供事業者の条件により本サービスを提供できないとき。
 (2) 本サービスを提供し、または保守することが技術上著しく困難であるとき。
 (3) 申込者が本サービスその他当社が提供するサービスの料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 (4) 申込みに際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき。
 (5) 申込者が過去に本約款その他当社の約款等に違反したことにより、当社から契約を解除されたことがあるとき。
 (6) 申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカード等を指定したとき。
 (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 8 条（利用開始日および接続情報の通知）

1. 当社は、本サービスを利用可能な状態としたときは、利用開始日その他本サービスの利用に必要な事項を、電子メールその他当社が適当と認める方法により契約者に通知します。
2. PPPoE プランの場合、当社は接続 ID 等を発行し、利用開始日までに前項の方法により契約者に通知します。
3. IPoE プランの場合、接続 ID 等は発行しません。当社および対象回線の提供事業者における設定が完了したときをもって、本サービスを利用可能な状態とします。

第 9 条（届出事項の変更）

1. 契約者は、当社に届け出た氏名または名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、対象回線、利用料金の決済方法等に変更があるときは、遅滞なく当社所定の方法により当社に届け出るものとします。
2. 前項の届出がなかったこと、または届出の遅滞により契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第 10 条（プランの変更）

1. 契約者は、当社所定の方法により、プランの変更を請求することができます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第 7 条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。PPPoE プランと IPoE プランとの間の変更に伴い、接続 ID 等の発行または廃止を行うことがあります。

第 11 条（権利の譲渡等の禁止）

契約者は、当社の承諾なく、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、貸与、売却し、または質権の設定その他担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第 12 条（契約者が行う利用契約の解約）

1. 契約者は、本サービスの解約を希望するときは、当社所定の方法によりあらかじめ当社に通知するものとします。
2. 利用契約は、前項の通知において契約者が指定した解約日（指定がない場合または指定日までに当社の手続きが完了しない場合は、当社が解約の手続きを完了した日）をもって終了します。
3. 本サービスには最低利用期間の定めはなく、解約に伴う違約金は発生しません。

第 13 条（初期契約解除制度）

1. 当社から契約内容を記載した書面の交付を受けた契約者は、当該書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面による申出により利用契約を解除することができます。この効力は当該書面を発したときに生じます。
2. 前項の場合、損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。ただし、当該期間に本サービスを利用した場合、別紙 1 に定める利用料金を契約者にご負担いただくことがあります。
3. 当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、契約者が告げられた内容が事実であると誤認し、これによって第 1 項の期間を経過するまでに利用契約を解除しなかった場合、本サービスの解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間であれば、利用契約を解除することができます。
4. 法人その他の団体に該当し、営業目的（非営利組織の場合は事業目的）にて本サービスの申込みをした契約者においては、本条に定める初期契約解除制度の適用は除外されます。

第 14 条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約を解除することがあります。
 (1) 第 31 条（利用の停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合。
 (2) 利用開始日以降、3 か月以上継続して本サービスへの接続が確認できない場合。
 (3) 対象回線の契約が解約、解除その他の事由により終了したことを当社が確認した場合。
 (4) 当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合。
 (5) 申込みの際に虚偽の届出をしたことが判明した場合。
 (6) 契約者に対する破産、民事再生または会社更生の申立てその他これに類する事由が生じた場合。
 (7) 第 37 条（反社会的勢力の排除）または第 38 条（反社会的行為等の排除）に該当した場合。
 (8) その他前各号に準じる事由により、当社が本サービスの提供を継続することが適当でないと判断した場合。
2. 当社は、前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 15 条（対象回線の契約終了に伴う取扱い）

1. 対象回線が当社の提供する DX 光 365 である場合において、当該 DX 光 365 の利用契約が終了したときは、本サービスの利用契約も、その終了日をもって当然に終了するものとします。この場合、契約者は別途本サービスの解約手続きを要しません。

2. 対象回線が当社以外の事業者の提供する回線である場合、契約者は、対象回線の契約を終了させるときは、別途第12 条（契約者が行う利用契約の解約）に定める手続きを行うものとします。当該手続きが行われるまでの間の利用料金は、契約者にお支払いいただきます。

第 3 章 本サービスの内容

第 16 条（本サービスの提供内容）

1. 本サービスは、対象回線を通じて、契約者の接続機器をインターネットに接続する機能を提供するものです。
2. PPPoE プランでは、IPv4 によるインターネット接続を提供します。IP アドレスは、当社または提携事業者が接続のつど動的に割り当てます。
3. IPoE プランでは、IPv6 によるインターネット接続を提供します。IPv4 によるインターネット接続については、当社が指定する方式に対応した接続機器を用いる場合に限り利用することができます。
4. 本サービスでは、固定 IP アドレス、電子メールアドレス、ホームページ公開領域その他の付加機能は提供しません。
5. 本サービスの提供範囲その他の詳細は、別紙 2「本サービスの詳細」に定めるとおりとします。

第 17 条（通信速度等の非保証）

1. 本サービスはベストエフォート型のサービスであり、当社は、本サービスの通信速度および品質についていかなる保証も行いません。
2. 契約者は、本サービスの通信速度が、対象回線の種別、接続機器、宅内の配線および無線 LAN 環境、接続先、時間帯、通信の混雑状況その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。
3. IPoE プランの 1G および 10G の区分は、対象回線の最大通信速度に対応するものであり、当該速度での通信を保証するものではありません。

第 18 条（接続機器）

1. 契約者は、自己の費用と責任により、本サービスの利用に必要な接続機器を用意し、設定するものとします。
2. IPoE プランにおいて IPv4 によるインターネット接続を利用する場合、契約者は、当社が指定する方式に対応した接続機器を用意するものとします。
3. 当社は、契約者の接続機器の動作、設定および故障について責任を負いません。

第 19 条（接続 ID 等の管理）

1. 契約者は、当社から通知された接続 ID 等を、自己の責任において管理するものとし、第三者に開示し、または使用させてはならないものとします。
2. 接続 ID 等を用いて行われた本サービスの利用は、契約者による利用とみなし、契約者はその利用に係る料金その他の債務を負担するものとします。
3. 契約者は、接続 ID 等を失念し、または第三者に知られたおそれがあるときは、速やかに当社に届け出るものとします。当社は、当社所定の方法により接続 ID 等の再通知またはパスワードの変更を行います。

第 20 条（通信利用の制限等）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
2. 当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
3. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画配信やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信について、通信速度や通信量を制限することがあります。
4. 当社は、本条に定める通信の制限のため、通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。
5. 契約者は当社に対し、本条に定める通信の制限によるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第 21 条（提携事業者および業務の委託）

1. 当社は、本サービスの提供にあたり、提携事業者の電気通信設備または電気通信役務を利用します。
2. 当社は、本サービスの提供に係る業務の全部または一部を、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は当該委託先に対し、本約款に定める当社の義務と同等の義務を課すものとします。

第 22 条（本サービスの変更または廃止）

1. 当社は、当社または提携事業者の事由等により、本サービスの全部または一部を変更し、または廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 4 章 料金

第 23 条（料金）

1. 本サービスの料金は、別紙 1「料金表」に定めるとおりとします。
2. 本サービスの申込みに係る契約手数料その他の初期費用はいただきません。

第 24 条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、初回接続日の属する月の翌月から、利用契約の終了日の属する月までの各月について、別紙 1 に定める月額利用料を支払うものとします。初回接続日の属する月の月額利用料はいただきません。
2. 月額利用料は、開始月および終了月を含め、日割計算は行いません。
3. 第 31 条（利用の停止）の規定により本サービスの利用が停止された期間中であっても、契約者はその期間中の月額利用料を支払うものとします。
4. 契約者が本サービスを利用しなかった月についても、月額利用料の減額または返還は行いません。ただし、第 32 条（責任の制限）に定める場合はこの限りではありません。

第 25 条（料金の支払方法）

1. 本サービスの料金については、当社の指定する、口座振替、クレジットカードまたはコンビニ払いのいずれかの方法から、契約者の選択によりお支払いいただくものとし、支払に伴う費用は、契約者の負担といたします。
2. 当社は、必要に応じて、クレジット会社に対して契約者の信用確認を行います。信用確認が取れない場合、当社はすみやかに契約者にお知らせし、契約者は支払期日までに、新たに信用確認の取れる支払方法を当社に申し出るものとします。
3. 当社が発行するコンビニ払込票にて請求させていただくことがあります。
4. コンビニ払いの場合、決済手数料として月額 220 円（税込）（税抜 200 円）を申し受けます。
5. 契約者が書面による請求明細の発行を希望された場合、明細発行手数料として月額 165 円（税込）を申し受けます。
6. 契約者が当社の提供する DX 光 365 その他のサービスを併せて契約している場合、当社は、本サービスの料金を当該サービスの料金と合わせて請求することがあります。

第 26 条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年 14.5%の割合（閏年も 365 日として計算するものとします。）で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。

第 27 条（債権の譲渡）

契約者は、当社が契約者に対して有する本サービスの料金その他の債権を、当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。

第 5 章 契約者の義務等

第 28 条（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスを利用して行った一切の行為およびその結果について、一切の責任を負うものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用に伴い第三者に損害を与えた場合、または第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
3. 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を与えたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。

第 29 条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

(1) 他人の接続 ID 等を不正に使用する行為、または第三者になりすまして本サービスを利用する行為。

(2) 本サービスを、当社の承諾なく第三者に再販売し、または第三者の利用に供する行為。

(3) 他人のコンピュータ等に不正にアクセスする行為、コンピュータウイルス等の有害なプログラムを送信もしくは提供する行為。

(4) 受信者の同意を得ずに広告宣伝または勧誘のための電子メールを大量に送信する行為、その他特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する行為。

(5) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権、プライバシー、名誉、信用その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

(6) わいせつ、児童ポルノ、児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為、その他法令または公序良俗に反する行為、犯罪に結びつく行為。

(7) 本サービスの設備、提携事業者の設備または第三者の設備に過大な負荷を与え、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為。

(8) その他、当社が不適当と判断する行為。

第 30 条（利用環境の整備）

契約者は、自己の費用と責任により、対象回線、接続機器その他本サービスの利用に必要な環境を整備し、維持するものとします。当社は、契約者が当該環境を整備していない場合、本サービスを提供できないことがあります。

第 31 条（利用の停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
 (1) 本サービスまたは当社が提供する他のサービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 (2) 第 29 条（禁止事項）のいずれかに該当する行為をしたとき。
 (3) 接続 ID 等が不正に使用されていると当社が判断したとき。
 (4) 当社への届出事実が虚偽であったとき。
 (5) 前各号のほか、本約款に違反したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 6 章 損害賠償等

第 32 条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料（その月額利用料を 30 で除した額に日数を乗じて得た額とします。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

第 33 条（免責）

1. 当社は、対象回線、接続機器、提携事業者の設備その他当社の管理外の設備の障害、または天災地変、戦争、暴動、争議行為、法令の改廃制定、公権力による命令処分、サイバー攻撃その他当社の責めに帰することのできない事由により本サービスを提供できない場合、これによって契約者に生じた損害について責任を負いません。
2. 当社は、契約者が本サービスを利用して入手した情報等の完全性、正確性、有用性等について、いかなる責任も負いません。
3. 当社は、第 20 条（通信利用の制限等）、第 22 条（本サービスの変更または廃止）および第 31 条（利用の停止）の規定により本サービスの制限、変更、廃止または利用停止を行ったことに伴い契約者に生じた損害について、責任を負いません。

第 7 章 雑則

第 34 条（通信の秘密）

1. 当社は、電気通信事業法第 4 条に基づき、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を守ります。
2. 当社は、刑事訴訟法、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律その他の法令の定めに基づく場合、または生命、身体もしくは財産の保護のために緊急の必要がある場合には、その定めの範囲内において前項の守秘義務を負わないものとします。

第 35 条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、申込者および契約者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」その他の関係法令を遵守し、当社のプライバシーポリシー（https://bb-connection.com/pdf/privacypolicy.pdf）に従い適切に取り扱います。
2. 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な範囲で、契約者の氏名または名称、住所、電話番号、対象回線に関する情報その他の契約情報を、提携事業者、対象回線の提供事業者および第 21 条（提携事業者および業務の委託）に定める委託先に提供することについて、あらかじめ同意するものとします。

第 36 条（契約者に係る情報の利用）

当社は、契約者の氏名もしくは名称、連絡先、契約内容および接続の記録を、本サービスの提供、料金の請求、本サービスの品質向上、ならびに当社が提供するサービスの案内のために必要な範囲で利用します。

第 37 条（反社会的勢力の排除）

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を「反社会的勢力」といいます。契約者は、現在および将来にわたって、自らおよび自らの役職員その他運営に関与する者が、反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証します。契約者がこれに違反した場合または虚偽の報告を行った場合には、当社は、催告することなく、当該契約者との全ての契約を解除することができるものとします。

第 38 条（反社会的行為等の排除）

契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社に対し、暴力的行為、脅迫的行為、反社会的勢力を代理人もしくは交渉窓口に指定する行為、退去禁止・身柄拘束行為、つきまとい行為、詐術その他の背信的行為、名誉や信用等を毀損する行為、人格攻撃などの侮辱行為、業務妨害行為、その他の犯罪行為もしくは不法行為を行った場合には、当社は、催告することなく、当該契約者との全ての契約を解除することができるものとします。

第 39 条（専属的合意管轄裁判所）

当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、その訴額に応じて、札幌簡易裁判所または札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 40 条（準拠法および協議）

1. 本約款に関する準拠法は、日本法とします。
2. 本約款に定めのない事項および本約款の解釈について疑義が生じた事項については、当社と契約者は誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

附則

本約款は令和 8 年 10 月 1 日より効力を有するものとします。

別紙 1 料金表

【通則】

1. 本サービスの料金は、この料金表に定めるほか、当社が別に定めるところによります。
2. 料金表に定める額は、税抜価格および税込価格（消費税相当額を加算した額）を併記します。請求は税込価格により行います。
3. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとします。

≪月額利用料≫

プラン名	接続方式	月額利用料（税抜）	月額利用料（税込）	単位
DX365 ネット PPPoE	IPv4 PPPoE	500 円	550 円	1 契約ごと
DX365 ネット IPoE（1G）	IPv6 IPoE（1G）	600 円	660 円	1 契約ごと
DX365 ネット IPoE（10G）	IPv6 IPoE（10G）	1,000 円	1,100 円	1 契約ごと

※月額利用料は、初回接続日の属する月の翌月から発生します。初回接続日の属する月の月額利用料はいただきません。

※月額利用料は月額制とし、開始月および解約月を含め日割計算は行いません。

※IPoE（10G）は、最大通信速度 10Gbps の対象回線をご利用の場合に限り申し込むことができます。

≪その他の料金≫

項目	料金（税込）	内容
契約手数料	なし	本サービスの申込みに係る初期費用はいただきません。
コンビニ払いの決済手数料	月額 220 円（税抜 200 円）	お支払方法としてコンビニ払いを選択された場合に限ります。
明細発行手数料	月額 165 円	書面による請求明細の発行を希望された場合に限ります。

※最低利用期間および解約に伴う違約金はありません。

別紙 2 本サービスの詳細

≪接続方式≫

項目	PPPoE プラン	IPoE プラン（1G／10G）
接続方式	IPv4 PPPoE	IPv6 IPoE
接続 ID 等	当社が発行し、利用開始日までに電子メール等で通知します。接続機器に設定してご利用いただきます。	発行しません（設定完了後、対応する接続機器を接続するとご利用いただけます）。
IPv4 による接続	利用できます（IP アドレスは動的に割り当てます）。	当社が指定する方式に対応した接続機器を用いる場合に利用できます。
IPv6 による接続	本プランでは提供しません。	利用できます。

≪対象回線≫

項目	内容
対象となる回線	NTT 東日本・西日本が提供する光回線サービス（フレッツ光）、または光コラボレーション事業者が提供する光回線サービス（当社の DX 光 365 のうち ISP を含まないプランを含みます。）。
ご注意	対象回線の提供事業者の条件により、本サービスまたは一部のプランをご利用いただけない場合があります。対象回線の契約、料金および工事は、対象回線の提供事業者との契約に基づきます。

≪提供しない機能≫

固定 IP アドレス、電子メールアドレス、ホームページ公開領域、セキュリティ機能その他の付加機能は提供しません。

≪お問い合わせ先≫

株式会社ブロードバンドコネクション

電気通信事業者　届出番号 Ｊ－６－８８２

項目	内容
所在地	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 9 丁目 3-33
カスタマーセンター	0120-936-878
営業時間	午前 11 時～午後 18 時
定休日	年末年始・土日祝

※記載されている内容は 2026 年 10 月 1 日現在のものです。（2026 年 10 月 1 日 初版）

※サービス内容および提供条件は、改善等のため予告なく変更する場合があります。